

●香川県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年8月3日

香川県監査委員 平 木 享
 同 水 本 勝 規
 同 鍋 嶋 明 人
 同 野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 商工労働部
- 2 監査対象年度 平成18年度
- 3 措置の状況

項目	監査結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 賃借料に係る保証金について 大阪事務所の賃借料に係る保証金について、県の債権として適正な管理をする必要がある。（産業政策課）</p> <p>イ 土地の占用許可の使用料について 土地の占用許可の使用料について、算定を誤って徴収しているものがあったので、正当額との差額分を戻出する必要がある。（栗林公園観光事務所）</p>	<p>ア 債権管理台帳を作成し、適正な管理を行った。また、出納局に対して「債権現在高報告書」を、監査委員事務局に対して「債権に関する調」を提出した。</p> <p>イ 平成14～18年度分の過徴収分について、平成19年3月30日に戻出した。</p>